

かつしかの魅力プロデュース会議設置要綱

17葛地産第456号

平成18年1月13日

区長決裁

(設置)

第1条 葛飾区の持っている魅力により、観光振興による賑わいを創出するための指針となる(仮称)かつしか観光プラン(以下「観光プラン」という。)を策定するため、かつしかの魅力プロデュース会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 観光プランの策定に関すること。
- (2) その他観光プラン策定に付随して必要なこと。

(構成)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱または任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4名以内
- (2) 観光事業者 2名以内
- (3) 葛飾区観光協会代表 5名以内
- (4) 区内産業関係者 4名以内
- (5) 行政機関関係者 2名以内
- (6) 観光専門機関職員 2名以内
- (7) 葛飾区職員 6名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、区長が委嘱または任命した日から第2条に掲げる報告を終えた日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、会長が招集する。

(部会の設置)

第6条 専門の事項を調査及び検討させるために必要があるときは、会議に部会を置くことができる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 会議および部会は、必要があると認めるときは、委員及び部会員以外の者を会議及び部会に出席させ、意見を聴き、又は委員及び部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、地域振興部産業経済課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年1月13日から施行する。